

# 道立病院局ツイッター運用ポリシー

北海道道立病院局

## 第1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とするツイッターを道立病院局の広報媒体として活用し、ホームページと連動しながら、道立病院局の取り組みや各道立病院及び子ども総合医療・療育センターに関する情報発信を行い、医療職の確保等を目的として開設する。

## 第2 用語の定義

ツイッターに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) ツイッター: インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるツイッター社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント: ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート: ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ: 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート: 他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (6) フォロー: 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

## 第3 運用主体

道立病院局ツイッター(以下「本ツイッター」という。)の運営主体は、北海道道立病院局(以下「道立病院局」という。)とし、アカウント管理、パスワード管理、ツイートを行う。

2 アカウント名は、『HohukuByokan1』とする。

## 第4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。

## 第5 意思決定

ツイートをする際は、病院経営課長の決裁を得て行う。

## 第6 ツイート内容

本ツイッターは、次に掲げる事項をツイートする。

- (1) 道立病院局トップページ掲載情報
- (2) その他、道立病院局の重要施策や各道立病院及び子ども総合医療・療育センターの魅力発信に関する事項で、病院経営課長が特に必要と認めるもの。

## 第7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

本ツイッターは、専ら情報発信に用いることとしている。このため、原則として、リプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、病院経営課長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

## 第8 ホームページとのリンク

ツイートするリンク先は、原則として道が運用するホームページのみとする。ただし、病院経営課長が認めるものはこの限りではない。

## 第9 運用留意事項

本ツイッター運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 道のアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本ツイッターのアカウント名を道のホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本ツイッターのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) ツイートするリンク先は、本来のURL(ドメイン)が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 道立病院局が策定した本ツイッター運用ポリシーは、道立病院局ホームページに掲載する。
- (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして道が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。

## 第10 本ツイッターに対する問い合わせ

本ツイッターに対するご意見、お問い合わせについては、以下の「お問い合わせ先」から受け付ける。

【 お問い合わせ先: [hohuku.byokan1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hohuku.byokan1@pref.hokkaido.lg.jp) 】

## 第11 その他

その他、この本ツイッター運用ポリシーの実施について必要な事項は、病院経営課長が別に定める。

## 附 則

この運用ポリシーは、平成29年4月3日から施行する。

